

本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 19 日

本宮市長 高松 義行

本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築を図るため、市内に診療所(産科開設等にあつては病院を含む。以下「医療機関」という。)を開設し、又は既存医療機関を事業承継(以下「開設等」という。)する医師又は医療法人の代表者(以下「医師等」という。)に対し、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成 19 年本宮市規則第 56 号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において、本宮市医業開業・承継支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。
- (3) 医療機関 診療所(産科開設等にあつては病院を含む。)をいう。
- (4) 医師 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 2 条に定める免許を受けた医師をいう。
- (5) 医療法人 医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人(医師が常時勤務する医療機関を開設する法人に限る。)をいう。
- (6) 診療科 医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 3 条の 2 に規定する診療科をいう。
- (7) 土地 医療機関の用に供するための土地をいう。
- (8) 建物 医療機関の用に供するための建物をいう。
- (9) 医療機器等 診療のために必要な機械、備品、器具等をいう。
- (10) 新規開設 新たに医療機関を開設するために、建物を建設し、医業を行う場合をいう。
- (11) 承継 既存医療機関の建物の全部若しくは一部を使用し、新たに医療機関を開設する医師等又は医師である子弟若しくは親族への交代を行う場合をいう。
- (12) 産科等 診療科のうち、産科又は産婦人科をいう。
- (13) 産科開設等 開設等に係る医療機関が産科等を標榜し、かつ、分娩の取扱いを行うものとして市長が認める場合をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する医師等とする。

- (1) 市内において、医療機関を新規開設、又は既存医療機関(休止等を含む。)を承継すること。ただし、病院については、産科開設等に該当する場合に限り、交付対象とする。
- (2) 新規開設又は承継後は 10 年以上診療を継続する見込みがあること。
- (3) 市が行う医療、保健、福祉に関する事業等に協力すること。
- (4) 一般社団法人安達医師会に加入し、医師会の事業等に協力すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の各号にかかわらず、この告示による補助金の交付を受けた医師等が、当該補助金の交付決定日から10年を経過せず承継を行う場合は、当該承継を受ける者を交付対象者から除くものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、開設等をする施設のうち、医療機関の用に供するための施設とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、産科開設等に該当する場合の補助上限額は、1年度につき1億円とする。

3 国・県補助金で活用可能なものがある場合には、第1項の補助対象経費からその補助金額を差し引くものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする医師等(以下「申請者」という。)は、補助対象施設の開設等をする日の6箇月前までに、次に掲げる書類を市長に提出して協議しなければならない。

(1) 医業開業・承継支援事業補助金事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)

(2) 医師法第6条第2項に規定する医師免許証の写し及び履歴書

(3) 補助対象施設に係る配置図、平面図、立面図等の写し

(4) 事業開始までのスケジュール

(5) 事業予定地の土地及び建物の権利関係が分かる書類

(6) 開設等に係る資金計画書及び資金の状況を確認できる書類の写し

(7) 開設等に係る医療機器等の購入又はリースに関する計画書

(8) 開設等を行う者が医療法人であるときは、定款及び登記事項証明書

(9) 当該年度の前年度分の市民税又は法人市民税に係る納税証明書。ただし、申請する日が当該年度の4月又は5月の場合は、前々年度分の納税証明書とする。

(10) 産科開設等の適用を受けようとする場合は、分娩の取扱い及び提供体制(従事者体制、連携先等を含む。)に関する計画書

(11) その他市長が必要と認める書類

(協議済証の交付)

第7条 市長は、事前協議の結果、補助金の交付対象として適当であると認めるときは、医業開業・承継支援事業補助金事前協議済証(様式第2号。以下「事前協議済証」という。)を申請者に対して交付するものとする。

2 市長は、事前協議の結果、補助金の交付対象として適当でないと認めるときは、医業開業・承継支援事業補助金再協議通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた医師等は、事前協議書に修正を加え、再申請することができる。

(交付申請)

第8条 申請者は、事前協議済証の交付を受けた後、速やかに医業開業・承継支援事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 医療法に基づく許可申請書又は届出書(添付書類を含む。)の写し(新規開設の場合に限る。)

(2) 誓約書(様式第5号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、か

つ、その金額が明らかな場合には、これを差し引いて申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請書類を審査し、医業開業・承継支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、医業開業・承継支援事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 土地・建物売買契約書、建物建設・改修工事等契約書又は医療機器等売買契約書若しくは医療機器等リース契約書のうち申請する補助金に該当のあるものの写し

(2) 土地・建物を取得、建物の建設・改修等又は医療機器等を取得若しくはリースしたときの領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金の額から差し引いて市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(差し引いて申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち差し引いて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、医業開業・承継支援事業補助金交付額確定通知書(様式第9号。以下「額確定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金(産科開設等に係る継続交付の対象となるものを除く。)を請求するときは、額確定通知書を受領した日から起算して30日以内に医業開業・承継支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(産科開設等に係る補助金の継続交付)

第13条 市長は、産科開設等に該当する補助事業者に対して交付する補助金については、第5条第2項に規定する上限額の範囲内において、継続して交付するものとする。

2 前項の継続交付の期間は、額確定通知書を受領した日の属する年度を初年度として5年度とする。

3 継続交付は、各年度の予算の範囲内において行うものとする。

4 継続交付を受ける補助事業者は、各年度の補助金の交付を請求するときは、当該年度の5月31日までに、産科開設等継続交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。ただし、初年度の請求については、額確定通知書を受領した日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(産科開設等に係る年次報告)

第14条 継続交付を受ける補助事業者は、継続交付期間中、毎年度、前年度における分娩の取扱い及び提供体制の状況その他市長が必要と認める事項について、産科開設等年次報告書(様式第11号)により、当該年度の4月30日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度の継続交付を行わないことができるとともに、当該年度以降についても継続交付を行わないことができる。

- (1) 正当な理由がなく分娩の取扱いを中止し、又は産科開設等に該当しないと認めるとき。
 - (2) 正当な理由がなく前項の報告を行わないとき。
 - (3) 前項の報告に虚偽があると認めるとき。
 - (4) その他継続交付の継続が適当でないと市長が認めるとき。
- 3 市長は、前項の規定により継続交付を行わないこととしたときは、その旨及び理由を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により継続交付を行わないこととした後であっても、補助事業者からの申出により産科開設等に該当すると認めるときは、以後の年度分に限り継続交付を再開することができる。この場合において、既に継続交付を行わないこととした年度分の補助金は交付しない。

(交付の決定等の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、開設予定日から6箇月以上医療機関の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、開設等した日から10年以内に、医療機関を1年以上休止し、又は廃止したとき。
- (3) 開設等した日から10年以内に、医師免許の取消し等により医療機関の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、診療期間に応じて月割により計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続交付を受ける補助事業者が分娩の取扱いを中止した場合その他市長が必要と認める場合の返還額の算定は、分娩の取扱いを行った期間等を勘案して、市長が別に定めるところによる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助上限額	交付回数
① 土地・建物の取得費(3 親等以内の親族から承継する場合を除く。)	1/2 以内	5,000 万円 (産科開設等の場合は 1 年度につき 1 億円)	1 回限り (産科開設等の場 合は 5 年間)
② 建物の建築・改修(増築・拡張を含む。)及び駐車場等の新設、修繕等に係る経費			
③ 医療機器等の取得等に要する経費			
④ 備品等の取得に要する経費(医療機関内で使用するものに限る。)			

※補助対象経費について、国、県その他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助対象経費からその補助金等の額を控除した額を本市の補助対象経費とする。

※産科開設等における 2 年度目以降の交付については、毎年度、分娩の取扱いが継続されていることを条件とする。

(表)

様式第 1 号(第 6 条関係)

医業開業・承継支援事業補助金事前協議書

年 月 日

本宮市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

本宮市医業開業・承継支援事業補助金の交付を受けたいので、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり協議します。

1 事業の区分	<input type="checkbox"/> 新規開設 <input type="checkbox"/> 承継（事業譲渡・親子間承継・その他〔 〕）		
2 医療機関の概要	(1) 名 称 (予定)		
	(2) 所在地 (予定)	本宮市	
	(3) 開設者		
	(4) 診療科		
	(5) 病床数		
	(6) 開設 (予定) 日	年 月 日 (拡張等の場合は使用開始日)	
3 産科開設等	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する（分娩の取扱い：有・無）		
4 事業経費	建物の建設費若しくは購入費又は建設リフォーム費		万円
	医療機器等の取得費等		万円
	その他	万円	合計 万円
資金計画	自己資金	万円	借入金 万円
5 交付申請予定額	円		
6 備考			

(裏)

添付書類

- (1) 医師免許証の写し及び履歴書
- (2) 施設に係る配置図、平面図、立面図等の写し
- (3) 事業開始までのスケジュール
- (4) 事業予定地の土地及び建物の権利関係が分かる書類
- (5) 資金計画書及び資金の状況を確認できる書類の写し
- (6) 医療機器等の購入又はリースに関する計画書
- (7) 開設等を行うものが医療法人であるときは、定款及び登記事項証明書
- (8) 当該年度の前年度分の市民税又は法人市民税に係る納税証明書。ただし、申請する日が当該年度の4月又は5月の場合は、前々年度分の納税証明書とする。
- (9) 産科開設（分娩あり）の場合、分娩の取扱い及び提供体制に関する計画書
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 7 条関係)

文書番号
年 月 日

様

本宮市長

印

医業開業・承継支援事業補助金事前協議済証

年 月 日付けで事前協議のあった本宮市医業開業・承継支援事業補助金については、内容を審査した結果、適当と認めたので通知します。

なお、事業着手に当たっては、別途交付申請の手続きを行ってください。

様

本宮市長

印

医業開業・承継支援事業補助金再協議通知書

年 月 日付けで事前協議のあった本宮市医業開業・承継支援事業補助金については、内容を審査した結果、不適であるため、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 適当でないと認めた理由

2 再協議の可否

- 可（修正の上、再申請してください。）
- 否

様式第 4 号(第 8 条関係)

医業開業・承継支援事業補助金交付申請書

年 月 日

本宮市長

申請者 住 所

氏 名 ㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

本宮市医業開業・承継支援事業補助金の交付を受けたいので、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 交付申請額	円 (1,000 円未満切り捨て)		
2 医療機関の概要	(1) 名 称		
	(2) 所在地	本宮市	
	(3) 診療科		
	(4) 開設日	年 月 日 (拡張等の場合は使用開始日)	
3 事業経費	対象経費	補助額	上限額
① 土地・建物の取得費	円	円 (1/2 以内)	5,000 万円 (産科開設等の場合は 1 年度につき 1 億円)
② 建物の建築・改修及び駐車場等の新設、修繕等に係る経費	円		
③ 医療機器等の取得等に要する経費	円		
④ 備品等の取得に要する経費	円		
4 備考	※国・県その他の補助金を活用した場合は、その名称及び額を記載		
5 添付書類	(1) 医療法に基づく許可申請書又は届出書の写し(新規開設の場合) (2) 誓約書(様式第 5 号) (3) その他市長が必要と認める書類		

年 月 日

本宮市長

誓 約 書

本宮市医業開業・承継支援事業補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約します。

記

- 1 医療機関の開設等を行った日から 10 年以上、当該医療機関において診療を継続します。
- 2 市が行う医療、保健、福祉に関する事業等に協力します。
- 3 一般社団法人安達医師会に加入し、医師会の事業等に協力します。
- 4 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき、又は要綱の規定に違反したときは、交付決定の取消し及び補助金の返還に応じます。

以上

住 所

氏 名

ⓐ

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

様

本宮市長

印

医業開業・承継支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった本宮市医業開業・承継支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- 交 付
- 不交付（理由： ）

2 交付決定額

金 円
（産科開設等に係る継続交付分を含む。）

3 交付の条件

- (1) 本宮市補助金等の交付に関する規則及び本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 産科開設等に係る継続交付については、要綱第 14 条に規定する年次報告を行うこと。

様式第 7 号(第 10 条関係)

医業開業・承継支援事業補助金実績報告書

年 月 日

本宮市長

補助事業者 住 所

氏 名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた本宮市医業開業・承継支援事業が完了したので、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日

年 月 日

2 交付決定額

円

3 精算額

円

4 添付書類

(1) 契約書の写し

土地・建物売買契約書、建物建設・改修工事等契約書又は医療機器等売買契約書若しくは医療機器等リース契約書のうち申請する補助金に該当あるもの。

(2) 領収書の写し

土地・建物を取得、建物の建設・改修等又は医療機器等を取得若しくはリースした時。

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号(第 10 条関係)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

本宮市長

補助事業者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

本宮市医業開業・承継支援事業補助金について、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 (A)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 (B)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 (C)
金 円
- 4 補助金返還相当額 (C-B)
金 円

(注) 参考となる資料(消費税等確定申告書の写し及びその添付書類(補助金等に係るもの))
を添付すること。

様

本宮市長

印

医業開業・承継支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった本宮市医業開業・承継支援事業補助金については、内容を審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円
- 3 備考

産科開設等継続交付分については、要綱第 13 条の規定に基づき、各年度の請求により交付するものとする。なお、各年度の交付予定額は以下のとおりとする。

- ・初年度：金 円
- ・2 年度：金 円
- ・3 年度：金 円
- ・4 年度：金 円
- ・5 年度：金 円

様式第 10 号(第 12 条関係)

医業開業・承継支援事業補助金交付請求書

年 月 日

本宮市長

請求者 住 所

氏 名 ㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があつた本宮市医業開業・承継支援事業補助金について、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 円

2 振込先

口座振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

年 月 日

本宮市長

補助事業者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

産科開設等に係る継続交付について、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象年度

年度分 (年目 / 5 年)

2 分娩取扱いの状況

分娩件数 件

3 提供体制の状況

- (1) 医師数 名 (常勤 名、非常勤 名)
(2) 助産師数 名
(3) 看護師数 名
(4) 連携医療機関名

4 次年度の計画

- 分娩取扱いを継続する。
 分娩取扱いを休止・中止する。(理由 :)

5 その他特記事項

産科開設等継続交付請求書

年 月 日

本宮市長

請求者 住 所

氏 名 ㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があつた本宮市医業開業・承継支援事業補助金（産科開設等継続交付分）について、本宮市医業開業・承継支援事業補助金交付要綱第 13 条第 4 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 対象年度

年度分

2 請求額

金 円

3 振込先

口座振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		